

令和元年度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審査・調査案件

- 1. 9月定例会付託案件 ..... 2
  - 1. 所管事務調査 ..... 20
- 

令和元年9月24日（火曜日）

## 文教福祉委員会会議録

令和元年9月24日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時43分開議（実時間89分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第65号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
1. 議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第67号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第68号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第69号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
1. 議案第70号・八代市奨学資金貸付に関する条例の一部改正について
1. 議案第71号・八代市立小学校設置条例の一部改正について
1. 請願第2号・教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出方について
1. 陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査  
（八代市立図書館について）

### ○本日の会議に出席した者

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 上村哲三君  |
| 副委員長 | 橋本幸一君  |
| 委員   | 金子昌平君  |
| 委員   | 鈴木田幸一君 |
| 委員   | 野崎伸也君  |
| 委員   | 橋本徳一郎君 |
| 委員   | 福島安徳君  |

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 教育部長                | 桑田謙治君  |
| 教育部次長               | 松岡猛君   |
| 教育政策課長              | 機智三郎君  |
| 教育政策課<br>学校給食係長     | 服部拓生君  |
| 学校教育課長              | 西村裕君   |
| 生涯学習課長              | 岩崎龍一君  |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長   | 丸山智子君  |
| 健康福祉部次長兼<br>福祉事務所次長 | 白川健次君  |
| 健康福祉政策課長            | 續良彦君   |
| 長寿支援課長              | 野田章浩君  |
| 長寿支援課<br>介護給付係長     | 石本淳君   |
| 理事兼こども未来課長          | 田中かおり君 |

○記録担当書記 鶴田直美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻とな

り、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（桑田謙治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部でございます。教育部では9月定例市議会に議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号におきまして、小学校通学関係事業及び学校給食施設運営事業の2事業に係る補正予算をお願いしております。いずれの予算につきましても今後の事務執行上必要となるものでございますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、松岡教育部次長が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長（松岡 猛君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部次長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中教育部所管分について説明させていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に1059万8000円を追加し、補正後の額を47億5258万5

000円とするものです。なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は909万7000円で、その他の額150万1000円は経済文化交流部が所管するものです。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。

17ページをお願いいたします。

款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費に、小学校通学関係事業として800万円を計上しております。これは令和2年3月末をもって鏡西部小学校を閉校し、同年4月1日より鏡小学校に統合することに伴いまして、これまでの鏡小学校区域児童の安全・安心な通学環境を確保するため、スクールバスとして29人乗りマイクロバスを新規購入するものでございます。

財源内訳としてへき地児童生徒援助費等補助金が282万円、合併特例債として490万円、一般財源が28万円となっております。

続きまして、同じ款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費に109万7000円を計上いたしております。10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、幼稚園におきましても保育料の無償化に加え、年収360万円未満相当の世帯の子供と第3子以降の子供について、おかずやおやつなどの副食費につきまして保護者の負担が免除となるため、6園あります八代市立幼稚園の対象となる園児に要する経費を補正するものでございます。

第3子以降の子供の副食費の免除については、国の制度では幼稚園においては小学校3年生までの子供のうち、上から3番目以降の子供が対象ですが、本市では国の基準を拡大し、18歳までの子供のうち、上から3番目以降の子供まで免除対象としております。

対象となる園児の内訳は、国基準対象園児が45人、92万円、市独自基準により追加となる対象園児が9人、17万7000円、合計の

54人、109万7000円でございます。なお、全額一般財源となっておりますが、国基準対象分92万円は子ども・子育て支援臨時交付金が交付されるものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。スクールバスの関係ですけれども、29人乗りのマイクロバスということでしたが、実際、乗られる方は何人ということになっていますか。

○教育政策課長（機 智三郎君） おはようございます。教育政策課、機でございます。よろしく願います。

ただいまの質問でございますが、令和2年度からのスクールバスの運行になります、令和2年度は児童数24名を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございました。

もう1件よろしいですか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 学校給食施設管理運営事業ということでございますが、副食費のほうが無料になる方がいらっしゃるというような話と、済みません、無償化に伴って、例えば、副食費をお支払いする家庭というのがあると思うとですけれども、その家庭が支払う金額というのは大体どれくらいとかはわかりますか。

○教育政策課長（機 智三郎君） 幼稚園の園児さんのところで給食費といいますか、副食費として支払う部分ということでございますが、月3650円という形になっております。

（「副食費」と呼ぶ者あり）

済みません。今の給食費が3650円になっておりますので、主食費部分を抜いた2900

円が副食費の部分になります。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 今、3650円皆さんが払われているというのがあって、それは給食費ということ。今後、2900円をお支払いするということになる。それだけ払えばよかちゅうことですか。そやん意味でよかですか。違う。

○教育政策課学校給食係長（服部拓生君） 保護者に支払いしていただきます主食に係る費用は月750円としております。

○委員（野崎伸也君） 無償にならない、対象にならない方、普通にお支払いする方というのは3650円月に払わんばんということですよ。それはみんな一緒ということですよ。この基準に満たない人は払わんばんということですよ。

○教育政策課長（機 智三郎君） そのとおりでございます。給食費として納めていただくのは3650円という形になっておりまして、そのうち、対象になる方は副食費部分2900円は免除ということで、主食費部分、御飯とかパンとかの部分については免除の方でもお支払いいただくということになります。

今申し上げた主食費部分、これは旧八代市給食センターが取り扱っているところと旧千丁幼稚園がございしますが、千丁幼稚園とちょっと取り扱いが違いまして、主食費部分は旧八代市の幼稚園につきましては月750円になりますが、千丁幼稚園につきましては月350円という形で主食費部分の差がございします。これが米飯給食になったとき、旧八代市部分につきましては御飯につきましても民間に炊飯等を委託している関係上、そこの違いが生じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 野崎委員、よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（鈴木田幸一君） 学校管理費の中の、鏡西部小学校が廃校ちゅうか合併するということではなくるわけですけども、これにつきましては地元のいろんな方々の要望・要求もありました関係で、今後またいろいろ話し合っていくかと思う。これにつきましては十分にですね、いろんな不満が少しでもないような対応をお願いします。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 同じ事業のことなんですけれども、スクールバスというのはやっぱり田舎のところとかですね、学校についてはスクールバスが必要というようなところもありますけれども、最近、スクールバスが狙われた事件とかですね、ありましたんで、そのところの犯罪防止のための取り組みとかというのも、この間、いろいろと聞かせてはもらったんですけども、引き続きですね、安全で登校できるようにですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れかえのため、しばらく小会します。

（午前10時13分 小会）

（午前10時14分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、第3款の民生費につきましては6本の事業、第4款の衛生費につきましては2本の事業につきまして、健康福祉部から提案いたしております。内容の説明につきましては白川次長が行いますので御審議方どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 皆様、改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の白川でございます。それでは、座って説明させていただきます。

別冊となっております、議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第6号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明をいたします。

3ページをごらんください。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費で補正額2億206万円を追加し、補正後の予算額は111億6554万9000円と、また、項3・生活保護費で154万円を追加し、補正後の予算額は31億4747万6000円としております。民生費の総額は2つ上になりますが238億795万2000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で2250万円を追加し、補正後の予算額は17億8520万8000円としております。衛生費の総額は、1つ上になりますが36億8672万9000円としております。

続きまして、１３ページをお願いいたします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

下の表になりますが、まず款３・民生費、項１・社会福祉費、目１・社会福祉総務費で２億２０６万円を計上しております。

その内訳ですが、まず、節１９・負担金補助及び交付金に２億１７０万３０００円を計上しております。そのうち、小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業４００万円は、八代市社会福祉協議会が市内の小規模な社会福祉法人のネットワークを構築し、平成２８年の改正社会福祉法において、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みを検討・実施していくことに対して補助するものでございます。

具体的には、八代市社会福祉協議会が、市内の保育所を経営する社会福祉法人へ呼びかけ、仮称やちろ保育所地域貢献隊を構成し、連携を図りながら、公益的事業の実施に向けた協議や保育フェアの開催等を行うものでございます。なお、特定財源として、国からの補助金１０分の１０がでございます。

また、介護基盤緊急整備特別対策事業１億６３５２万円は、平成３０年度から令和２年度までの第７期八代市高齢者福祉計画・八代市介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、地域の介護拠点となる施設等の整備を図るため、地域密着型サービスにおける施設開設事業所に対し、支援を行うものです。

今回は、第５圏域の宮地地区に地域密着型特別養護老人ホームを開設する社会福祉法人郷寿会と第４圏域の郡築地区に認知症高齢者グループホームを開設する株式会社大洲産業に補助するものです。なお、特定財源として県からの補助金１０分の１０があります。

次に、施設開設準備経費助成特別対策事業３

１８８万２０００円は、ただいま御説明いたしました新たな２つの施設整備に当たり、施設開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備を支援するため、開設準備に要する経費の一部を補助するものです。なお、特定財源として、県からの補助金１０分の１０があります。

また、地域介護・福祉空間整備等交付金事業２３０万１０００円は、民間事業者が実施する高齢者施設の防災・減災対策を推進する施設等整備事業に対し支援を行うことで防災体制を強化し、施設利用者の安全を確保するというものでございます。

今回は、非常用自家発電設備の整備としまして、社会福祉法人権現福祉会の小規模介護老人保健施設向春苑に、また、ブロック塀の改修といたしまして、株式会社トータル・ケア・サービスの有料老人ホームさざなみに補助を行うものです。なお、特定財源として、非常用自家発電設備整備に対しましては、国からの補助金１０分の１０が、ブロック塀改修に対しましては、国からの補助金３分の２がでございます。

また、節２８・繰出金３５万７０００円は、令和元年１０月からの介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費について、２分の１の国庫補助金があることから、その残りに対し、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、１４ページの上段になりますが、項３・生活保護費、目１・生活保護総務費に１５４万円を計上しております。

これは、生活保護制度の改正に伴い、進学準備給付金のマイナンバー情報連携や生命保険会社に対する照会様式の出力、被保護者調査における調査項目の追加に対応するためシステム改修を行う必要があることから補正をお願いするものです。なお、特定財源として国から８５万８０００円の補助金がございます。

続きまして中段になります。款４・衛生費、項１・保健衛生費、目１・保健衛生総務費に２２５０万円を計上しております。

その内訳ですが、まず、養育医療給付事業に２０００万円を計上しております。これは、身体の発達が未熟なまま生まれ、医療を必要とする乳児に対して、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付事業について、医療費の全額を市が給付することとなる生活保護受給世帯において、本年４月から長期間の入院治療が必要となったことから、給付費が当初の見込みを大幅に上回り、不足が見込まれることとなったものでございます。なお、特定財源として、国から２分の１、県から４分の１の負担金があります。

また、不妊治療助成事業に２５０万円を計上しております。これは、市民が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、本年１０月から不妊症の夫婦に対して、不妊治療のうち保険外診療である人工授精に要する費用の一部を助成するものでございます。

支給額は１年度当たり５万円を上限とし、対象者を半年で５０組と見込んで予算を計上しております。なお、特定財源として、県から２１８万１０００円の交付金があります。

これで、令和元年度八代市一般会計補正予算・第６号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 民生費、小規模法人ネットワーク化による協働推進等事業で社会福祉協議会がというような話でしたけれども、社会福祉法人というのはほかにありますか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 健康福祉政

策課の續でございます。ただいまの御質問は、社会福祉法人の市内の数ということでよろしいですかね。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）現在、八代市のほうで所管をしております法人の数が全部で５９法人ございます。

○委員（野崎伸也君） ほかのところもされているんですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 現在、この取り組みをされるのは、今回、社会福祉協議会のほうが初めてということです。

○委員（野崎伸也君） わかりました。これは八代市のほうも推進していきなさいいけないという話ですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） これは社会福祉法のほうが改正になっておりまして、その中で地域における広域的な取り組みを進めるようにということが決められておりますので、本市といたしましても推進していくというところで考えております。

○委員（野崎伸也君） じゃあ、ほかのあと残り５８法人に対しても、そのように案内というか、やってくださいというような話を今もされてるんだろうと思うんですけども、今後もされていくんですかね。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 随時、指導監査のほうを行っておりますので、その中で積極的に取り組むようにというふうな働きかけを行っているところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あと、今回、保育フェアというところで予算が上がっています。保育所のほう、４３法人に呼びかけて一緒に連携してから何かやりたいというような話で説明を受けたんですけども、具体的にどのようなことをやられるんですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 今回のこの取り組みにつきましては３つございまして、まず１つにつきましては、社協のほうでこういう協議体、プラットフォームと申しますが、こちら

のほうをまず取り組むということが1つの条件でございます。これは、この補助事業の必須条件でございます。

そのほかにそれぞれ地域の広域的な取り組みについて、どのようなものができるかということとそれぞれで持ち寄っているいろいろ協議をするということがまず1つでございます。

あともう1つの事業といたしまして、福祉介護人材の確保・定着のための取り組みというのがございまして、この中で保育フェアだったり、あるいは、合同就職面接会などの実施を想定しているところでございます。

○委員（野崎伸也君） その保育フェアというのはどういったものなのか、もう少し具体的に教えてもらっていいですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 具体的には、保育士の確保のためのそれぞれの合同就職ブースを設けて説明会をするような、そういうイメージで今計画しているところでございます。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

保育士さんが不足しているという話をよく聞きますので、合同就職説明会とかというのは非常に大事なかなとは思いますが、なかなか保育士さんたちも忙しい中ですね、対応できるのかなというふうには思うんですよ。そこら辺のところは何か八代市のほうとの連携とか何かありますか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） まだ具体的にはどういう内容で組み立てにいくかということまでには今から詰めていく段階ではございますけれども、恐らく園長先生だったり、そういった経営者の方々が中心にそういったものに対応されるというところで考えているところでございます。

○委員（野崎伸也君） 今お聞きしたところでは、まだ具体的な計画、いつやるかとかそういう

ったことがまだ決まってないのかなと思います。たんで、よろしければ決まりましたらまた教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのためしばらく小会します。

（午前10時30分 小会）

（午前10時31分 本会）

◎議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

それでは、議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきましては、長寿支援課の野田課長が御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（野田章浩君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ



り) 長寿支援課、野田でございます。よろしくお願いします。それでは、座りまして説明させていただきます。

別冊になっております議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を使って御説明いたします。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ71万3000円を追加し、補正後の予算額は145億4619万円としております。

それでは、内容につきまして説明いたします。6ページをお願いいたします。

まず、3、歳出について御説明します。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で71万3000円を追加し、補正後の額を2億2701万9000円としております。これは、令和元年10月からの介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る委託料でございます。

続きまして、歳入の内容を説明いたします。前の5ページをお願いいたします。

款5・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・介護保険特別補助金で、35万6000円を計上しております。これは、先ほど御説明しましたシステム改修に要する経費のうち、2分の1の国庫補助金になります。

次に、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で35万7000円を計上しております。これは、同じくシステム改修に要する経費のうち、市負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（上村哲三君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** 処遇改善加算の適応をとられている施設、事業所ですね、どのくらいあるのかなと思ひまして。

**○委員長（上村哲三君）** 誰言う。石本君でよか。

**○長寿支援課介護給付係長（石本 淳君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の石本と申します。

今回の加算の対象となる施設の数ということで御質問いただいております。申しわけありません。細かい施設の数というのを本日持ってきておりませんものですから、大変申しわけございませんけれども、この加算の対象となる施設から今、届出等もいただいている状況ということでですね、実際、対象になる施設の把握というのも現在進めているというような状況でございまして、これから正確な数が出てくるというところでございまして、本日はちょっと正確な数が申し上げられないというところで、申しわけありません。お願いいたします。

**○委員（橋本徳一郎君）** わかりました。

今、処遇改善加算はちょっと有意義な部分はあるんですけど、いろいろ課題も出されている部分があるんですね。その辺の指導等もお願いしたいと思います。

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** なければ、これより採決いたします。

議案第55号・令和元年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前１０時３６分 小会）

（午前１０時３７分 本会）

○議案第６５号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。議案第６５号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

それでは、議案第６５号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、健康福祉政策課の續課長から御説明申し上げますので、御審議よろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課長の續でございます。

それでは、議案書５３ページにございます議案第６５号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

本日のこの議案につきましては、別途、右肩に議案第６５号関係資料と記しました資料を１部配付いたしておりますので、本日はそちらを用いまして説明のほうを行いたいと思います。よろしくお願いいたします。皆さん、お手元にありますかね。

○委員長（上村哲三君） 配付資料をお願いします。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） それでは、まず、資料の１ページをごらんください。

まず、１、改正理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令におきまして、大規模災害で被害を受けた後の生活の立て直しに資するために貸し付けます災害援護資金の規定がなされているところでございますが、当該法律及び政令の一部が改正されまして、本年８月１日から施行されることとなりました。

これに伴いまして、これら法令に基づきまして制定をいたしております八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に引用条項の追加等が生じましたことから、あわせてその一部を改正するものでございます。

次に、２、改正内容でございますが、今回の法令改正では、災害援護資金の貸付金につきまして、償還金の支払猶予や償還免除、償還免除などのための調査権限の付与など、借受人の状況を考慮した対応をとるための所要の改正が行われているところでございます。

まず、１点目の丸でございますが、償還金の支払猶予でございます。これまでこの支払猶予につきましては施行令のほうに規定されていたところでございますが、借受人にとりましては償還計画を考える際に重要な事項となるものですから、今回、法第１３条に規定されることとなりました。

次に、２点目の償還免除の対象範囲の拡大でございますが、これまで償還金の支払免除の要件といたしましては、死亡または重度障がい規定されていたところでございますが、借受人の生活状況などを考慮いたしまして、新たに破産手続の開始、または再生手続開始の決定を受けた場合につきましても、法第１４条第１項にこの対象範囲とされたところでございます。

なお、貸し付けに対しましては保証人を立てることとなっておりますが、この保証人に支払い能力がある場合につきましては、この償還免除の対象外となりますので、これは現行の取り

扱いと変更のほうはございません。

次に、3点目の償還免除等のための報告を求めるなどの調査権限の付与ですが、こちらは全国的に借受人の高齢化やあるいは、債権管理が長期化しているという実態を踏まえまして、借受人などの資力の有無、あるいは資力状況などを客観的に判断して適切な対応がとれますよう、法律第16条におきまして借受人や保証人の収入や資産状況について報告を求めたり、あるいは他の関係部署への照会を行うなどの調査権限が付与されているところでございます。

また、これらの改正に伴いまして、施行令につきましても変更が生じておりますことから、それに伴います引用条項の修正も行われているところでございます。

最後に、3番目の施行期日でございますが、施行期日は公布の日からとしているところでございます。また法令の施行日にあわせまして、令和元年8月1日から適用することといたしているところでございます。

資料の2ページ目には、条例の新旧対照表を添付いたしておりますので御参照いただければと思います。

以上が、議案第65号の八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての御説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長（上村哲三君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** なければ、これより採決いたします。

議案第65号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（上村哲三君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

**○委員長（上村哲三君）** 次に、議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）**

議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、こども未来課の田中課長が御説明申し上げます。

なお、この後、議案67号、68号、69号と同じくこども未来課所管の条例改正が続きますので、それぞれにつきましても田中課長から御説明申し上げますので、御審議方どうぞよろしくお願いいたします。

**○理事兼こども未来課長（田中かおり君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、田中です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。着座にて説明いたします。

議案書では55ページからになりますけれども、お配りしております右肩に議案第66号関係とございます資料にて説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等について市が認可するための基準を規定しています。また、今回の改正につきましては、省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるもので、省令に従った内容となります。

す。

改正内容の説明の前に、関係部分の現行規定の概要について説明いたします。

下段の参考をごらんください。家庭的保育事業等には、定員6人から19人の少人数の保育を行い、資格保育士の割合などでA型・B型・C型があります小規模保育事業、それと勤務先の保育施設などで従業員の子供などの保育を行う事業所内保育事業、定員5人以下で家庭的な保育を行う家庭的保育事業、それから障がいや病気などで個別なケアが必要な場合などに子供の居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業の4つがあります。

このうち、居宅訪問型保育事業を除いた3つの事業につきましては、原則0歳から2歳児の保育を行い、小規模であることから、保育内容の支援や代替保育の提供を行う、また、卒園後の受け皿となる連携施設を令和元年度末までに確保しなければならないことになっております。

また、食事の提供については、原則、自園調理によることとされておりますが、令和元年度末までの経過措置がございます。なお、衛生面や栄養面の注意体制の確保等の条件を満たした園においては、特例といたしまして、食の安全性等が担保されている事業者等からの搬入も可能となっております。

では、主な改正内容についてですが、1点目は第6条第2項から第5項で、代替保育や卒園後の受け皿の提供を行う連携施設について、保育所、幼稚園、または認定こども園の確保が困難な場合、小規模事業所のうち、基準が保育所に近い小規模保育事業A型、B型事業所なども対象にするなどの緩和規定を追加することでございます。

2点目は、第16条で、食事を家庭的保育事業所等に搬入できる施設について、連携施設や同一法人などに加え、保育所等から調理業務を

委託している事業者まで拡大することを規定することです。

3点目は、第45条で、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所にあつては、連携施設の確保が免除される旨の規定を追加することです。

4点目は、附則第2条で、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間をさらに5年延長し、10年にすること。

それから5点目は、附則第3条で、連携施設の確保が著しく困難であつて、必要な支援を行うことができると市が認めるときは、連携施設を確保しないことができる経過措置期間をさらに5年延長し、10年にすることです。

なお、本改正は公布の日から施行することといたします。

次のページから新旧対照表を参考につけております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本幸一君） 八代市内でこれに合致するといいますか、そういう施設は何園ぐらいあるんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 3園ございまして、小規模保育事業A型がありんこ園とリス託児所と事業所内保育事業が八代病院のプチトマトとなっております。

○委員（橋本幸一君） 結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第66号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第67号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第67号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 議案第67号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。着座にて説明いたします。

議案書は59ページからになりますけれども、右肩に議案第67号関係とございます資料にて説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

本条例は、施設が給付費の支給対象としての確かを市が確認するための基準を規定しているものです。また、本改正は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、内閣府令特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことによるもので、改正法及び内閣府令に従った内容となっております。

まず、改正条例第1条関係について説明いたします。

本改正は、地域型保育事業であります小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における確認基準のうち、居宅訪問型保育事業を除く3事業に係る連

携施設の確保に関する改正となります。

なお、地域型保育事業は先ほど審議いただきました条例の家庭的保育事業等が指す事業と同じですので、改正内容も同様となります。

主な改正内容の1点目は、第42条第2項及び3項で、連携施設の確保が著しく困難な場合、代替保育の提供元として小規模保育事業A型等を追加することを規定することです。

2点目は、第42条第4項及び5項で、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合、連携協力を行う適切な施設を確保することで、連携施設を確保しないことができることを規定することです。

3点目は、第42条第8項で、満3歳児以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、連携施設の確保が免除されることを規定することです。

次、4点目は、附則第5条で、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができるのと市が認めるときは、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長し、10年とすることです。

なお、本改正は公布の日から施行することといたします。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。今説明いただいた連携施設に関する経過措置の5年延長というのがあったんですけども、これ、さっきのところは10年だったじゃないですか。それは何か関連があるのでしょうか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 同じことですので。27年度に規則ができて、それから5年経過措置がございまして、令和元年度末までの経過措置5年間でございました。さらに、今後5年間の経過措置をつくるということで、合わせて10年延長。

○委員（野崎伸也君） 同じことですね。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） はい。同じです。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

委員長、申しわけございません。

ただいま課長が説明いたしましたのは、本条例の第1条関係でございまして、もう1つ、第2条関係の改正もございまして。済みませんが、この後、改正条例の第2条関係まで御審議いただいてから採決していただければ。

○委員長（上村哲三君） 次第はそうようになってないんだけどね。ちょっと待って。

小会します。

（午前10時53分 小会）

（午前10時54分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 失礼いたしました。

続きまして、改正条例第2条関係について説明いたします。

2条関係についてでございますが、本条例及び後で提案いたします議案第69号の条例につきましては、本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴う改正になりますので、まずは、資料7ページと8ページで幼児教育・保育の無償化の概要について説明いたします。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 幼児教育・保育の無償化は本年5月に成立しました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、幼児教育の機会の保障と子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、本年10月から実施されます。

無償化の対象となりますのは、3歳から5歳の子供の幼稚園、保育園などの保育料です。通園送迎費や給食費などは無償化の対象外となり、保護者の実費負担となります。ただし、給食費のうち、おかずやおやつ、材料費に当たる副食費については免除措置があります。

また、0歳から2歳までの子供については、住民税非課税世帯の場合に無償化の対象となります。

なお、4、無償化の対象施設等にありますように、利用する施設や保護者の就労などによる保育の必要性のある、なしで無償化の対象の有無や無料となる保育料の上限額などが変わってきます。

次の8ページの上段には、無償化に伴う保護者負担について図にしております。

これまでの、幼稚園においては保育料とは別に給食費の負担がありました。また、保育園においては、御飯などの主食は家庭からの持参や主食費として徴収されていましたが、おかずなどの副食費については保育料の一部として負担いただいております。それが、無償化後は、給食費は無償化の対象外となり、幼稚園と同様に保護者の実費負担となります。

ただし、給食費のうち、副食費については、下にありますように免除となる場合もあります。免除対象となるのは、年収360万円未満相当の世帯の子供と第3子以降の子供ですが、この第3子以降の子供について、国基準を拡大して、市独自で18歳までの子供を持つ家庭の3番目以降の子供を免除とし、無償化により保護者の負担がふえることのないよう対応いたし

ます。

それでは、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、改正条例の第2条関係について、資料の9ページで説明いたします。

改正内容について、1点目は、条例の名称について、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に改正します。

2点目は、用語について。法律に従って、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「支給認定子供」を「教育・保育給付認定子供」にそれぞれ改正することです。

3点目は、第13条第4項で、給食費の取り扱いについて変更しているところです。無償化に伴い、3歳から5歳の子供に係る副食費については保護者負担となり、保育園等は保護者から支払いを受けることができること。ただし、年収360万円未満相当の世帯及び国の基準による第3子以降の子供については、副食費の支払いが免除されること。さらに、市独自で満18歳までの子供のうち、第3子以降についても免除対象とすることを規定しております。

4点目は、第53条から第61条で、新たに改正法の対象範囲となる認可外保育施設などの特定子ども・子育て支援施設等に係る運営基準を新設し、保護者から利用料を受領できることや法定代理受領等について規定していることです。

なお、本改正は無償化の実施に合わせまして令和元年10月1日から施行することといたします。

以上でございます。

**○委員長（上村哲三君）** 2条関係について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** なければ、これより採決いたします。

議案第67号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（上村哲三君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第68号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

**○委員長（上村哲三君）** 次に、議案第68号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

**○理事兼子ども未来課長（田中かおり君）** 議案第68号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。座って説明いたします。

議案書は73ページからになります。

本改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことによるものです。

改正内容につきましては、1枚物の資料、右肩に議案68号関係とあります新旧対照表をごらんください。資料になります。

第11条第3項で、現行の都道府県知事を都道府県知事、または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長と改正し、放課後児童クラブに置くこととなっております放課後児童

支援員の資格要件として、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者に加えて、政令指定都市の長が行う研修の修了者についても可能とすることといたします。

なお、本条例は公布の日から施行することとします。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第68号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第69号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 議案第69号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について御説明いたします。座って説明いたします。

議案書は75ページからになりますけれども、右肩に議案第69条関係とある資料で説明いたします。

本改正は、無償化実施に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正が行われたことによるものです。

改正内容につきましては、1点目は用語の改正で、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「支給認定子供」を「教育・保育給付認定子供」に改正することとございます。

次、2点目は、第4条の保護者負担に係る通知対象及び事項の変更で、無償化に伴い、低所得世帯等の副食費が免除となることから、その対象となる旨を保護者及び利用する保育園等に通知することを規定することです。

3点目は、無償化により、3歳から5歳の全ての子供の保育料が無料となることから、第5条において利用者負担額を徴収する施設から公立幼稚園を削除することです。

なお、本改正につきましては、無償化の実施に合わせ、令和元年10月1日から施行することといたします。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 以上の件について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第69号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。



(午前 11 時 04 分 小会)

(午前 11 時 06 分 本会)

◎議案第 70 号・八代市奨学資金貸付に関する  
条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第 70 号・八代市奨学資金貸付に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（桑田謙治君） 議案第 70 号・八代市奨学資金貸付に関する条例の一部改正については、令和 2 年度から奨学資金の貸付額を見直すために、当該条例の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、機教育政策課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育政策課長（機 智三郎君） こんにちは。教育政策課の機でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 70 号・八代市奨学資金貸付に関する条例の一部改正について、着座にて説明させていただきます。

議案書につきましては 77、78 ページになりますが、事前にお配りしております A4 の資料で御説明いたします。

まず、奨学資金貸付制度の目的でございますが、本人、または保護者が八代市内に居住し、高校や大学等に進学、または在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的としております。

根拠法令としましては、教育基本法第 4 条第 3 項で国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないとされており、これによりまして県内の 14 市におきましても、何らかの措置を講じているところでございます。

次に、一部改正の理由及びその方向性でございますが、資料の裏面にもございますように、近年、奨学資金の新規貸付件数は減少傾向にあり、ここ数年の新規貸付は年数件程度にとどまっております。また、平成 29 年度には新規貸付がゼロ件となるなど、現行制度に対する市民のニーズは低下していると考えられます。

しかしながら、本市の制度が国や県の奨学金制度から漏れたり、間に合わなかったりした方などに対するセーフティネットの役割を果たしていることもあり、貸付額を県内でも高い額の水準まで引き上げることで、申請者の増加を図りたいと考えているところでございます。

また、国においては、来年度から高等教育の無償化などの取り組みにより、奨学金制度の拡充が図られますことから、本市としましても、令和 2 年度分の奨学生募集時から貸付額の引き上げを周知したいと考えているところでございます。

最後に、改正の内容である貸付月額の見直し額でございますが、高等学校、高等専門学校の 1 から 3 学年につきましては、現行の国公立が 1 万 5 0 0 0 円以内から改正後 2 万円以内に、私立が 2 万円以内から 3 万円以内に、大学、短大、専門学校と高専の 4、5 学年につきましては、国公立が 3 万円以内から 4 万 5 0 0 0 円以内に、私立が 3 万 5 0 0 0 円以内から 5 万円以内に改正するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本幸一君） この八代市の奨学金の額というのは、ほかの自治体と比べて大体どの位置にあるんですか。

それと、ほかの自治体の状況というのも八代市と同じような状況なのか、調べておられたら

お願いします。

○教育政策課長（機 智三郎君） 県内の他市の状況でございますが、高校等につきまして、国公立につきまして、一番高いところが今回改正する八代市と同じく、山鹿市と合志市が2万円と、私立につきましても、八代市と同じく3万円のところが熊本市、山鹿市、菊池市の3市ほかにございます。

大学等につきましては、山鹿市と宇城市につきましては、国公立、私立関係なしに5万円というような形のところが高いような形になっておりますが、私立につきましてはそこだけで見ますと、菊池市が5万3000円ということで一番高い形になっております。

今回の改正によりまして、県内でも高いレベルにはなっているのかなとは思います。

○委員（橋本幸一君） 2点目のほかの自治体も同じような傾向にあるのかどうか、それを調べておられたらですね。

○教育政策課長（機 智三郎君） 貸付件数等までは調べてはおりませんが、ほかの自治体といいますか、市内のですね、高校の担当者の方にちょっとお尋ねしたところ、大学進学時には日本学生支援機構を、高校進学時には熊本県の育英資金を利用されているところが大半ということで、これは同じような傾向がほかの自治体もあるのかなと思います。

特に、これら2つの奨学金につきましては、入学前の事前予約が可能になっていることから、まず先に奨学金を希望される方はこちらに申し込まれている状況であると想定されます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 1点だけ、ちょっと済みません。金額について2万円以内とか5万

円以内とかですけど、これ以下で支給された例とかいうのはあるんですか。

○教育政策課長（機 智三郎君） これは上限額の設定でございますので、御家庭の事情に合わせてそれ以下を実際希望されているところもこれまではあっているところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第70号・八代市奨学資金貸付に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号・八代市立小学校設置条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第71号・八代市立小学校設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（桑田謙治君） 議案第71号・八代市立小学校設置条例の一部改正につきましては、令和2年4月1日に鏡西部小学校を廃校し、鏡小学校に統合するため、当該条例の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、西村学校教育課長が説明をいたしますので、よろしくお願いします。

○学校教育課長（西村 裕君） それでは、こんにちは。学校教育課、西村でございます。ど

うぞよろしくお願いいいたします。

79ページ、80ページにあります議案第71号・八代市立小学校設置条例の一部改正について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

提案理由でございますが、鏡西部小学校の鏡小学校への統合に伴い、鏡西部小学校を廃校するため、関係条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

鏡西部小学校につきましては、これまで保護者懇談会、地域懇談会等で意見交換がなされ、令和元年度末の閉校について承諾されました。その後、鏡西部小学校統合準備委員会で慎重な協議がなされ、円滑な統合を推進しているところでございます。8月5日には最終報告会を開催いたしまして、保護者や地域の方々に御報告をさせていただきました。

右上に「学校教育課」と示してある八代市立小学校設置条例新旧対照表をごらんください。

以上のことから、八代市立小学校設置条例第2条の表から、八代市立鏡西部小学校の項を削ります。

以上、御審議よろしくお願いいいたします。

**○委員長（上村哲三君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** 以上で、質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** なければ、これより採決いたします。

議案第71号・八代市立小学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（上村哲三君）** 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時17分 小会）

（午前11時18分 本会）

**◎請願第2号・教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出方について**

**◎陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方について**

**○委員長（上村哲三君）** 本会に戻します。

それでは、次に、請願陳情の審査に入ります。今回、当委員会に付託となっておりますのは新規の請願1件及び継続審査の陳情1件です。

今回、新規に付託となりました請願第2号・教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源確保に係る意見書の提出方についてにつきましては、継続審査となっております陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2020年度政府予算に係る意見書の提出方についてと関連がありますので、本2件を一括議題とし、審査を行い、採決については個別に行うことといたしますので、よろしくお願いいいたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

**○委員長（上村哲三君）** それでは、本2件について、質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（橋本幸一君）** この請願、陳情2件とも同じような内容ちゅうことで、これまで1つは継続で来ているわけですが、内容的には同じということで、それでもやっぱり文章を見えますと、この請願、今回出されたほうが全てを網羅しているというか、義務教育費国庫負担とともに地方交付税、それらも含まれているとい

うことで、私はこちらのほうが何て言いますか、国に対しても通りがよいというか、そう感じます。

なぜかという、以前に戻せという、2分の1という1つの確固たる要求というのは可能性として非常に私は厳しいのかなということで、それについては極力財源を保障してくれという、そちらのほうが意見書としては私は実効性があるというか、要望として妥当かなという、そういう思いがしますので、この請願のほうを通して、それから陳情を審議未了ということで本委員会では結論づけたほうがいいのかなと思っています。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかに意見ありましたか、何か。

○委員（鈴木田幸一君） 請願第2号の件ですけども。たまたまなんですけど、きのうですね、ある地区のですね、ある保護者の方から出た問題の中にですね、団体生活になじまずに教室に入りきらんで徘徊している生徒がそれぞれの学校に何名かおるらしいということだったんですよ。それに対して、余分な先生とか、余分ちゅうわけじゃなかったですけども、結局、対応できる体制ができていなくて、教室の崩壊につながる可能性が非常に高くなっているということで、きょうまさにそれに対する対応にふさわしいような請願第2号だなと思ひまして、非常に大賛成の意味で意見を申し上げました。

以上です。

○委員長（上村哲三君） しばらく小会します。

（午前11時24分 小会）

（午前11時30分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

質疑、意見はありませんか。

○委員（橋本幸一君） 同じような請願、陳情

のこの2件ですが、この陳情者の方々が何を言いたいのかという願意から見れば、この請願第2号のほうの方が全てを網羅しているという、そこがあるかと思います。同じような内容ということで全てを網羅している請願第2号を採択してですね、意見書として提出するというほうが私は妥当かと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか、意見は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

まず、請願第2号・教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出方については採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は採択することに決しました。

○委員長（上村哲三君） それでは、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第1号・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るため、2020年度政府予算に係る意見書の提出方については閉会中の継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決定しました。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいま採択と決しました本請願1件は、意見書の送付を求めたものであります。

については、本件を審査した立場上、私どもで

発議する必要があると思いますので、本委員会のメンバーで発議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのようにいたします。

意見書の案文につきましては事務局と調整することとし、後日、発議の手続きをとらせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いしましょうか。（「委員長」と呼ぶ者あり）

それではそのようにいたします。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部いれかえのため、小会します。

（午前 11 時 33 分 小会）

---

（午前 11 時 34 分 本会）

## ◎所管事務調査

### ・教育に関する諸問題の調査

### ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して 1 件、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

### ・教育に関する諸問題の調査

#### （八代市立図書館について）

○教育部長（桑田謙治君） もうしばらく時間をいただきまして、八代市立図書館に関しまして報告したい事項がございます。内容につきましては、岩崎生涯学習課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） こんにちは。生涯学習課の岩崎といいます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

内容は八代市立図書館の指定管理者選定と八代市立図書館の開館時間及び年末年始休館日についての 2 件でございます。

資料はお手元にお配りしております文教福祉委員会説明資料、八代市立図書館についてでございます。まず、開いていただいて、1 のですね、八代市立図書館指定管理者選定についてをござんください。

本市の市立図書館は本館、千丁分館、鏡分館の 3 館がございます。いずれも平成 27 年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っております。今年度が最終年度の 5 年目ということになります。次期についても、引き続き、民間のノウハウなどを活用して指定管理者制度を継続し、より市民に役立つ図書館としてサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

そこで今年度、公募型プロポーザル方式により選定を行い、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 5 年間の委託期間における図書館の管理運営を行う指定管理者を選定する予定としております。

現状における指定管理移行後の効果としましては（5）に掲載しておりますが、直営時と比較して、年間貸出利用者数は約 6000 人、貸出冊数は 2 万 3000 冊の増加となっております。また、読書関連イベントの開催などは 2 倍

の回数が実施され、出前講座なども年間30回実施されており、読書活動推進につながる積極的な活動が行われております。その他、年間約3000万円のコスト削減も図られているところです。

(6)の導入までのスケジュールといたしましては、9月下旬からホームページ等で募集を募り、予定では11月上旬くらいに選定委員会で諮り、業者を選定したいと考えております。その後、12月議会に上程する予定としております。

続きまして、右隣の2の八代市立図書館年末年始休館日及び開館時間についてでございます。

本市の図書館は、先ほど申しましたように3館とも年末年始の休館日が12月31日と1月1日の2日間で、開館時間は平日が午前9時半から午後8時までで、土日祝日が午前9時半から午後7時までとなっております。

全館共通となっておりますが、時間帯等の利用状況に差異があることから、図書館システムによる調査及び利用者の方へのアンケート調査を実施したところ、年末年始の休館日と夕方の開館時間に対する結果が(2)の状況となっております。

午後6時から午後8時までの1日当たりの貸出利用者数は、本館の約25名と比較して分館は1館当たり8名ほどと少なく、また、利用者アンケートの調査においても、約86%の方が開館時間は午前9時半から午後6時まででよいという回答でした。

一方、年末年始の休館日は12月31日と1月1日の2日間が休館となっておりますが、利用者アンケートの調査では本館が83%、分館では90%の方が12月30日から1月3日までの休館でよいとの回答でした。

この結果を受けて、(3)にあります試行内容のように、今年度、試験的に3館とも年末

年始の休館日は12月30日から1月3日までの5日間とし、また、千丁分館と鏡分館においては、11月1日から11月30日の1カ月間、試験的に開館時間を午後6時までとして、利用実態や市民ニーズのさらなる把握を行い、図書館のサービス水準について検討を行う予定としております。

実施に当たりましては、利用者の不利益にならないよう、広報やつしろ、ホームページ等を活用して周知徹底に努めてまいります。

以上、御報告いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。今現在、指定管理されているところがどこだったかということと、5年で幾らだったですかね。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 現在の指定管理者は図書館流通センターという会社になります。それと九州総合サービスの共同企業ということで管理、運営を行っております。

年間の委託料につきましては、今現在でよろしいですかね。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）約年間1億3500万円の指定管理料となっております。

○委員長（上村哲三君） 3館合わせてね。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 3館合わせて。そうです、済みません。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 開館時間についてはですね、短縮ということで、夜のは防犯上というか、そういった部分で危ないという声も市民のほうからも聞いてたので、その辺はぜひお願いしたいなと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません

か。

(午前 11 時 43 分 閉会)

○委員(野崎伸也君) 試験的に休日数がふえるということと、開館時間が短縮されるということですので、これは次回の指定管理料に反映されるのか。魅力的な職場じゃないですけども、そういった施設ですよというふうにやっていかれるのか、どちらなんですかね。

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 24 日  
文教福祉委員会  
委員長

○生涯学習課長(岩崎龍一君) あくまでも今回ののは試験的に人数を把握するということになります。仮にもし、短縮に今後なったといたしましてもですね、今回の公募については今の条件での公募になりますので、先々の契約についてはですね、相手もいることなので、短縮によって金額がというのは今のところはちょっとわからない状況でございます。

○委員(野崎伸也君) わかりました。

○委員長(上村哲三君) ほかに質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ八代市立図書館についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で所管事務調査 2 件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続調査及び調査の件についてお諮り致します。

当委員会の所管事務調査 2 件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。